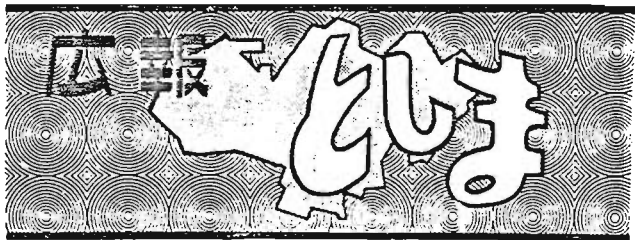


人口	303,492	前月比(+66)
男子	150,460	(+25)
女子	153,032	(+91)
世帯数	132,884	(+32)
（住民基本台帳による）		



発行 東京都豊島区 豊島区東池袋 1-18-1 ☎ [981] 1111 千 170 編集 企画部広報課

二つの子どもの城、
二つの児童館完成

……南大塚児童館……
……東池袋児童館……
★3月1日オープン
★3月29日オープン

……要町1の59

3月3日に

東西福祉事務所が開設！

社会福祉行政の充実強化をはかるため、従来区役所一階にありました福祉事務所を廃止し、南大塚二丁目と要町一丁目の二か所に、昭和五十年三月三日から開設されます。仕事の内容は、今までと同じですが、とりあつかい区域は次の通りです。

◎東西福祉事務所（南大塚2-36）
1 旧都電東池袋駅
2 旧都電東大塚駅

◎西福祉事務所（要町1-59）
1 旧都電東大塚駅
2 旧都電池袋駅

南大塚車庫跡地に開設する区施設

南大塚社会教育会館が、三月一日に開館します。この会館は、地域の社会教育活動の充実をはかるため、地域の方々がお互いに交流を深めたり、生活を豊かにするための学習や文化活動に利用していただくところです。

そのため、集会所や会議室をはじめ、各種の施設や教材を備えて、社会教育団体や一般の利用に供し、あわせて各種の講座や教室を開き、人々が知識を広め、趣味や生活技術を高めるための機会を提供する事業等の開催を予定しています。また、会館には、附属施設としてホールがあります。このホールは、区内の諸団体の文化活動を促進させるためにもうけられたもので、吹奏、演劇、舞踊、講演、音楽などの催し物に利用していただけるよう照明、音響装置などが設置されています。

○施設の内容：集会所2、会議室、和室、生活実習室、音楽室、団体コーナー、ロビー、事務室。
○開館時間：午前9時～午後9時
○利用区分：午前：9時～正午、午後：1時～5時 夜間：6時～9時。
○休館日：毎週日曜日（第三月曜日を除く）第三日曜日、国民の祝日（その日が前記の休館日にあたる場合はその翌日）、年末（12月28日・31日）、年始（1月2日・4日）
○使用料：無料。
○利用の申込方法：4月以降の申込は次のとおりです。
▽一般の利用者：利用日の1か月前から利用日まで。
▽社会教育関係団体等：利用日の前月の初日から利用日まで。
※なお、3月分の利用については、前月の初日より受け付けます。
▽一般の方の利用日：7日前。
▽社会教育関係団体等：2月17日から。

○所在地：豊島区南大塚2丁目36番1号（旧都電東池袋駅跡地）
○交通機関：有楽町線池袋駅下車5分。
○延面積：一、一八七平方メートル

○ホールのありまし
▼客席：三〇〇席 ▼舞台：開口10メートル 奥行：6.5メートル
高さ：4.5メートル 控室、ロビー
▼その他の設備：舞台設備、音響設備、照明設備、シャワー室。
○使用時間：午前9時～午後9時
○使用区分：午前：9時～正午 午後：1時～4時30分 夜間：5時30分～9時、全日：午前9時～午後9時。

丁目、東池袋1丁目、西果樹1丁目、北大塚1丁目、南大塚1丁目、上池袋1丁目、池袋1丁目、東池袋1丁目、南池袋1丁目、雑司が谷1丁目、高田1丁目、目白1丁目、高田1丁目、目白1丁目、千川町1・2丁目、
▼とりあつかい区域：西池袋1丁目、池袋1丁目、池袋本町1丁目、目白1丁目、南長崎1丁目、千早町1丁目、要町1丁目、高松1丁目、千川町1・2丁目、
午後9時。
○休館日：毎週日曜日（その日が国民の祝日にあたる場合は、その翌日）年末（12月28日・31日） 年始：1月1日・4日。
○使用料：午前：5千円、午後：8千円、夜間：1万円、全日：2万円。※なお、土曜日の午後、夜間、日曜、国民の祝日は前記料金の25%増しです。
○利用の申込み方法
利用の5か月前の初日から利用日まで。※なお、3月から6月までの利用については、暫定的に2月1日から次により受け付けます。
▽3・4月分：申込み順。
▽5・6月分：日曜、国民の祝日は抽せん。
○受付場所：南大塚社会教育会館
問い合わせ先：南大塚社会教育会館 電話：四三〇一―三（2月1日から通話ができます。それ以前は、社会教育課 内線向へ）



民衆厚生、印鑑証明などは、2月3日（月）から、今までの取扱所では取扱いませんのでご注意ください。

○区域：北大塚1・2丁目、南大塚1・2・3丁目、東池袋5丁目（11番・52番まで）
○所在地：南大塚2-36-1
○電話：981-3671（四）
○問い合わせ先：区民課（内線別）
○小学校新入学のご案内
区教育委員会では、今春新入されるお子さんに就学通知書を送りました。（目白を除く）
該当年令は昭和四十三年四月二日～四十四年四月一日までに生まれのお子さんです。
まだ就学通知書が届いていないお子さんがありましたら、至急学務課学務係（内線向・409）までご連絡ください。
なお、外国人の方は、小学校・中学校とも入学手続きが必要ですが、外国人登録証明書と印かんを持って区役所三階の学務係までおいでください。

◇死傷した旧警防団員の方に特別支出金が贈られます
戦時中防空に従事して、負傷したり、病気に罹った警防団の遺族の方（旧防空従事者扶助令による扶助金などを受けていない方）に特別支出金が贈られます。
▽金額：死亡した人：1万円 負傷した人：5万円。
▽申請期限：昭和50年2月28日 至急手続きをしてください。
なお、昭和44年自治省告示に基づき既に当該特別支出金の支給を受けた人には、取扱法の改正で負傷した人には傷病年金、死亡した遺族には申遺金、また妻には遺族年金が贈られることになりました。
お問合わせは、福祉課管理係（内線向）までどうぞ。

◇入学前予防接種のお知らせ
4月に小学校へ入学されるお子さんを対象に、定期予防接種（種痘二期、ジフテリア三期）を豊島区医師会に委託し、一月下旬から実施します。（該当するご家庭には直接郵便で通知いたします）詳しくは、保健係（内線向）へお問い合わせください。
※接種日：2月28日（水）・3月28日（水）
（火）と30日（木）接種日：接種日：2月4日（火）と6日（木）・検診日：2月12日（水）と14日（金）

◇千早社会教育会館で「文学講座」開催
▼テーマ：近代文学における女流作家とその作品をとおして「女性の生き方」を考える。
▽講師：日本女子大学助教授の熊坂敦子先生（内線向・19）
21・28日3月7・14・19日
▽時間：毎週午前10時～正午
▽受講資格：区内在住20才以上の方▽定員：80名（先着順）
▽申込み・問合わせ：社会教育課内線向 千早社会教育会館（千早町2-33）電話：911-335

◇田舎（中級）講座開設
是非あなたも参加してみよう！
○日時：2月12日から毎週水曜日
○会場：豊島区立青年館
○受講料：無料（教材費の50円実費は自己負担になります）
○申込先：2月26日から社会教育課青年会（内線向・403）または青年館（91-674）先着36名

◇豊島区商工融資の取扱い金融機関新設
1月からの記金融機関でも豊島区商工融資の取扱いをするものになりました。商工系経営の皆様の二利用をお待ちしております。
◎大同信用金庫池袋支店：西池袋1-44-1 電話：911-211
◎興産信用金庫城西支店：長崎1-9-3 電話：977-271
◎三和信用金庫南長崎支店：南長崎5-14-4 電話：941-211

「南大塚ことぶきの家」
ことぶきの家は、現在すでに、老人福祉センター（南池袋3丁目）を中心として、高松ことぶきの家（昭和48年9月開館）、池袋ことぶきの家（昭和49年7月開館）と三館が完成しています。
このほど、これに続いて、南大塚ことぶきの家が開設します。

施設の内部はつぎのとおりです
・所在地：南大塚2丁目36番1号（高層都営住宅一階、国電大塚駅、地下鉄南大塚駅、都バス大塚駅との三駅間におおむねおなじりの位置に利用可能とされています）
・施設の内容：総面積四一六平方メートル 相談室、療養室、談話室、教養室、集会所、湯沸室等の設備があります。
・開館予定：3月1日
・開館時間：午前9時～午後5時
○休館日：毎週日曜日、国民の祝日（9月15日を除く）、毎月末日（日曜にあたる場合は、その前日）
年末年始（12月28日・1月4日）
・利用の手続き：本人に直接お出しいただいた上で利用証を作ります
2回目からは、その利用証を交付へお持ちください。お帰りの際にお持ち帰りいただきます。
この利用証は、豊島区内の他の三館のことぶきの家と共通です。
施設完備の際には、60歳以上の方のご利用をおすすめています。

第三十二出張所
2月3日から事務開始
第12出張所は、前号でお知らせのとおり、2月3日（月）から事務を始めます。
下記の区域にお住まいの方の住

第12出張所は、前号でお知らせのとおり、2月3日（月）から事務を始めます。
下記の区域にお住まいの方の住

特別職報酬等審議会の経過

区議会議員の報酬および区長、助役、収入役の給与等を審議する特別職報酬等審議会は、豊島区長から「特別職の報酬等の改定について」の諮問をうけ、去る12月9日から六回にわたって慎重に審議した結果、12月19日、日比野区長長に「ご答申」を呈しました。

この答申に基づき12月20日報酬改定の議決がありました。

なお、報酬審議会の常設が決まり一部条例の改正をみました。

東京都豊島区

特別職の報酬等に 関する答申

はじめに：

本審議会は、去る12月9日区長から東京都豊島区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき「特別職の報酬等の改定ならびにこれらの額の改定に当たり、一般職の給与改定に準じて行い、いわゆるスライド制の採用について」諮問を受けて以来、6回にわたって慎重なる審議を行った。審議に先立ち、左記のような意見の集約をみた。

- ①本審議会は、区長の諮問期間であるといえ、事実上の性質上、独立した立場で各委員が自由に意見を述べ、他に制約されることなく自主的に意見の集約をはかるものとする。
- ②本審議会は、各委員が区民の声を反映する立場にあることの責務を自覚し、審議にあたっては、区民の誰れもが審議の場を傍聴できようとする。
- ③本審議会は、意見の集約にあたり、結論を見い出そうとするときは、出来るだけ対立することを避け、意見の一致点を見い出さよう各委員が努力する。しかし、採決を必要とする状態になった場合は全員が出席しなければ行わないものとする。ただし、あらかじめ、

その場に出席が不可能な委員には会長が、その委員の意見をただし事前に意見の確認をはかかって代行するものとする。

④本審議会は、答申の期限を本年12月19日に一応の目標をおき、その期限までに各委員が意見の集約をはかるよう努力するものとする。

⑤本審議会は、区長が諮問期間を行わなければならないような社会的・経済的変動の著しい状況にかんがみ、審議にあたっては、討論の時間的・経済性を考慮して審議の進行をはかるものとする。

⑥本審議会は、各委員が必要とする調査資料を会の要求として、区事務当局に提出を要求するものとする。

以上の意見集約に基づき論議をすすめた結果、以下の結論に達したので、これを本審議会の答申の骨子とする。

A 特別職の報酬等の改定の必要について

特別職の報酬等の改定については、その必要性を次のように判断する。

本区の特別職の報酬等の額は、昨年12月に当時の審議会において十分討議され、広汎詳細に資料を調査し、かつ、公開の場で結論づけられた答申を基礎にして改定されたものであるが、この間に物価の高騰及び賃金水準の大層な引上げ等があり、社会経済情勢が著しい変化をきたした。

また、東京都における消費者物価は、昨年10月と本年同月の対比において、25%上昇しており、都の一般職員の給与改定率は、全体の平均において、26%、一般職の最高給の地位にある者の給与改定率は、26%、それぞれ上昇しているのが現状である。これ等の物価の高騰等のインフレーション傾向は依然然と経済状況の悪化は、進行するものと推測する。したがって

諸役の状況に対応した報酬等の改定が必要とされることである。

一方これらの社会情勢から地方自治体は、かつてない難局に直面することは当然である。また、明年4月から地方自治法の改正に伴う事務事業の移管等、幾多の解決困難な課題をかかえることも明らかである。したがって、これらに対応する特別職の職務も激増であり、重要な立場にあるといわなければならない。

以上の状況を分析し、特別職と一般職の職責と給与との均衡等を総合的に判断して、特別職の報酬等について、その改定の必要性を認めらるものとする。

特別職の報酬等の改定額について

B スライド制の採用について

特別職の報酬等の改定にあたっては、その改定方法として、一定の指標をもち、一般職の給与改定に合せて報酬等を改定するいわゆるスライド制について検討する。各区の事情等に基づいて同程度の採否に関する諸点等について調査し、助案の結果、現下の社会情勢に対応することの原則及び特別区間の均衡を調整することの必要等から、本区においてはスライド制を実施し、その利益の活用をはかることが妥当な措置であると考えらるに至る。しかし、この集約にあたっては一部の委員から報酬と給与とを同一に判断すべきでないとの反対意見があったが現状の状況下においては、特別職の報酬と一般職の給与とは同質の実情にあるものと見方も否定できないのである。

以上の意見集約にあり、一委員から「特別職の報酬等の決定方式としてのスライド制に関する意見書」により、このスライド制の存続に対し、強く反対する意見があったことを附記する。この意見書にもあるとおり、スライド制を採用されること自動的に特別職の報酬等の改定がはかられて、住民に有利な結果が得られるから、その廃止の必要性があることを全会一致で確認し、後述「B項」のように本審議会制度の改善を答申の条件とするものである。

C 特別職の報酬等の改定額について

特別職の報酬等の改定額の算定にあたっては、昨年本区の報酬等審議会が答申を決定された現行額を基礎とし、都の一般職の給与改定に伴う上級職の均等を基準とし、特別区相互間の均衡を参照し、各役員及び収入役の特別職の報酬等の改定額等との均衡を参考に、これを総合して改定の基準とする。

次にこれらの改定率等に基づき

区長、助役及び収入役の給与の改定額を算定した結果

▽区長の給与月額額は、60万円とする。(この額は、一般職の最高給与の給与月額額の1.191(三)倍の額である)

▽助役の給与月額額は、48万円とする。(この額は、区長の給与月額額の0.8倍の額である)

▽収入役の給与月額額は、40万円とする。(この額は、区長の給与月額額の0.67倍の額である)

これらの算定結果は、本区ならびに他の特別区の過去20年以上にわたって、ほぼ一定した比率にあたり区長助役の間の差と助役収入役の間の差において、その職務上の均衡が考慮されていることが認められ、妥当と見られるものである。

また、議員及び助役である委員の報酬の改定額については、議員は非活動的の職とされているがその活動は、近時ますます専門的・専門的、かつ補助的・補助的のことにのみならず、その議員としての職務の保障という面から、区長等活動的特別職にある者と対応した地位づけで検討することが妥当である。しかし、本審議会は、議員の報酬額の算定については、なお、今後検討すべきところであるが、本区ならびに他の特別区における従前からの状況を勘案し

た結果：

▽議員の報酬額は、30万円とする。(この額は、区長の給与月額額の二分の一の額である)

▽議員の報酬額は、48万円とする。(この額は、議員の報酬の1.6倍の額である)

▽副議長の報酬額は、40万円とする。(この額は、議員の報酬の1.33倍の額である)

▽委員長の報酬額は、33万円とする。(この額は、議員の報酬の1.1倍の額である)

▽副委員長の報酬額は、31万円とする。(この額は、議員の報酬の1.03倍の額である)

D 特別職の報酬等の改定の実施時期について

特別職の報酬等の改定の実施時期については、既にスライド制を実施している特別区にあっては、一般職の給与改定と同様に取扱われ、本年4月1日に適用して支給されている現行額を考慮する。また、改定率を考慮し、従来の給与月額額と改定率との差額を、諸役の事情を考慮し、従来どおり区議会において取り扱った日の翌する月分から支給することとする。

実施されると特別職の報酬等は、一般職の給与改定に伴い自動的に改定されることとなるが、情勢の如何を問わず、毎年1回以上定期的にスライド制の実施方法、定額期日、スライド率及びその額の適否をチェックすることができるよう報酬等審議会の常設について、区長ならびに区議会に強く要望し関係条例の改正を速やかに採択することを要請する。なお、本項の改善指針の要請は前述のごとく本答申において、スライド制を採用することの意見集約の前提条件であることを特記するものである。おわりに：

本審議会は、激動する社会経済情勢のもとで、特別職と一般職の活動の現況に則して保護する方途をみいだすべく検討を重ね意見を凝集し、多数の資料による研究調査の結果、特別職の報酬等の改定方法として、いわゆるスライド制を多数意見により採用することの集約をみたが、区長ならびに区議会においては、これら本答申の意とすることを汲み取り今後、十分な配慮を尽くされることをおわりに切望し、答申するものである。

以上

報酬等審議会の改定額について

この答申に基づきスライド制が

東京都豊島区特別職報酬等審議会委員 (五十名)

秋山 謙一 千代田区立第一中学校校長

今泉 太郎 東池袋二丁目三番五号 会長

金 谷 勇 南池袋四丁目四番一號 副会長

菅 井 和 一 長崎二丁目三番五号 事務局長

田 村 福太郎 駒込二丁目三番一號 事務次長

福 田 光雄 南池袋二丁目三番五号 大田区特別職報酬等審議会事務局長

村 松 隆雄 池袋二丁目三番五号 池袋区特別職報酬等審議会事務局長

元 谷 幸吉 長崎二丁目三番五号(三〇〇八) 豊島区特別職報酬等審議会事務局長

吉 田 五男 池袋三丁目八番一號 池袋区特別職報酬等審議会事務局長

和 田 信子 池袋三丁目九番九號 豊島区特別職報酬等審議会事務局長

私立幼稚園児の保護者に
補助金が支給されます

「お知らせ」を配布いたしましたので、保護者の方へお知らせいたします。詳しくは、幼稚園へお問い合わせください。

4月入所保育所児 申込は2月1日まで

先月の広報でお知らせしたとおり、保育所に4月入所ご希望の方の申込みは、2月1日(土)までです。

なお、定員の関係でご希望が入所できないと限りません。くわしいことは、福祉事務所(内線四)へ直接お問い合わせください。

◆児童館2月のプログラム

池袋児童館 9時～11時

3日「節分」豆まき、ゲーム、年男と年女を募集 15日「恒例もつぎ大会」入場券を販売し、おもしろいお楽しみ会を開催します。

高松児童館 9時～11時

1日3時「こどもお祭り」。

また、2月15日(土)にふるさとまつり開催予定です。15日3時「お楽しみ会」。

24日(土)「お楽しみ会」。

12日(土)「お楽しみ会」。

24日(土)「お楽しみ会」。

24日(土)「お楽しみ会」。

「お知らせ」を配布いたしましたので、保護者の方へお知らせいたします。詳しくは、幼稚園へお問い合わせください。

「お知らせ」を配布いたしましたので、保護者の方へお知らせいたします。詳しくは、幼稚園へお問い合わせください。

「お知らせ」を配布いたしましたので、保護者の方へお知らせいたします。詳しくは、幼稚園へお問い合わせください。

「お知らせ」を配布いたしましたので、保護者の方へお知らせいたします。詳しくは、幼稚園へお問い合わせください。

「お知らせ」を配布いたしましたので、保護者の方へお知らせいたします。詳しくは、幼稚園へお問い合わせください。

くちばん・告知板

「お知らせ」を配布いたしましたので、保護者の方へお知らせいたします。詳しくは、幼稚園へお問い合わせください。

「お知らせ」を配布いたしましたので、保護者の方へお知らせいたします。詳しくは、幼稚園へお問い合わせください。

「お知らせ」を配布いたしましたので、保護者の方へお知らせいたします。詳しくは、幼稚園へお問い合わせください。

「お知らせ」を配布いたしましたので、保護者の方へお知らせいたします。詳しくは、幼稚園へお問い合わせください。

「お知らせ」を配布いたしましたので、保護者の方へお知らせいたします。詳しくは、幼稚園へお問い合わせください。

「お知らせ」を配布いたしましたので、保護者の方へお知らせいたします。詳しくは、幼稚園へお問い合わせください。

明日の街づくりも正しい納税から

納税は期限内に



- 所得税
○個人事業税
○住民税
(特別区民税・都民税)

ことしも、三税の申告時期が近づきました。正しい申告が、公平な課税のもとになります。

三税の申告手続について

○申告期限は、三月十五日までですが、例年三月になりますと、税務署の窓口が、非常に混雑し、長時間お待ちになります。

所得税の確定申告書提出された方は

○住民税の申告書提出された方は、個人事業税の申告をする必要はありませんが、「事業税に関する事項」の記入を忘れないようにしてください。

Table with columns: 月日(場), 会場, 時間, 所在地. Lists various tax office locations and their hours.

申告書の提出は不要です。また、つぎの所得は、申告の必要はありません。

○配当所得については、少額配当所得(一銘柄、一回の配当が五万円(年一回の決算の場合)、十万円(以下)の所得)および証券投資の収益分配金で、源泉分離課税を選択した所得。

○当区内で事業を営み、または、家族が当区内に居住し、事業主や世帯主などが、区外に住所をもっている場合は、事務所、事業所、家屋敷を有する旨の申告書提出してください。

○昭和四十九年分申告所得税の確定申告について

申告期間：2月16日～3月15日

納付期限：3月15日(土)

○給与所得者、雑損や医療費、寄付金、住宅取得などの控除ができる方。

○特別な説明書や申告書には、普通、一般用の申告書により申告しますが、次のような方は、特別な説明書や申告書が必要です。

○昭和49年分法定調書について

提出日：1月31日(金)まで

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

所得税・贈与税の申告は「税務署へ」

○昭和四十九年分申告所得税の確定申告について

申告期間：2月16日～3月15日

納付期限：3月15日(土)

○給与所得者、雑損や医療費、寄付金、住宅取得などの控除ができる方。

○特別な説明書や申告書には、普通、一般用の申告書により申告しますが、次のような方は、特別な説明書や申告書が必要です。

○昭和49年分法定調書について

提出日：1月31日(金)まで

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

○青色申告の特典

個人事業税の申告は「都税務所へ」

個人で物品販売業、製造業など所得税に通常、「営業」(第一種事業)と申告されている方や、理容業、医療などの自由業で所得税に通常、「その他事業」(第三種事業)と申告されている方は、その事業の年間所得が課税の対象となりますが、事業主控除、事業専従者控除を差し引いた所得に課税されます。

○所得税の確定申告書提出し、または、個人道府県民税の申告書提出した場合は、申告書が提出された日に、個人事業税の申告がされたものとみなされます。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○各種控除について

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

「案内」

○相談や受付は、2月16日(当日は、日曜日)にあたりますので、受付は17日(月)から始まります。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

○相談や受付は、日曜・祝日を除き毎日午前9時15分から午後5時まで行っています。

混雑を避けてお早め

個人で物品販売業、製造業など所得税に通常、「営業」(第一種事業)と申告されている方や、理容業、医療などの自由業で所得税に通常、「その他事業」(第三種事業)と申告されている方は、その事業の年間所得が課税の対象となりますが、事業主控除、事業専従者控除を差し引いた所得に課税されます。

○所得税の確定申告書提出し、または、個人道府県民税の申告書提出した場合は、申告書が提出された日に、個人事業税の申告がされたものとみなされます。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○各種控除について

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。

○事業所得額が、事業主控除額以下の方で、損失の繰越控除(青色)、被災事業用資産の繰越控除(白色)、譲渡損失の繰越控除(青色)を受けた方は、毎年連続して申告してください。



第22回区民伝大会

とき：2月23日午前9時発走
走路：高島平地一周5.7kmを一区間とし五区間

資格：①区内事業所・職場単位の編成チーム ②区内在住者のクラブチーム ③区内中学生チーム ④高校は区内在住の学生チーム

チーム編成：①一般の部(各高校) ②壮年の部(35歳以上の方が3名をこえるチーム) ③中学及び女子の部 ④一チーム5名・補欠1名・監督1名

表彰：一位〜六位のチームに賞品賞状、全員に参加賞を贈呈。
参加費：一チーム70円 中学30円 申込上同合せ先：2月14日まで体育課(内線413)にて受付。

◆巡回スポーツのついで

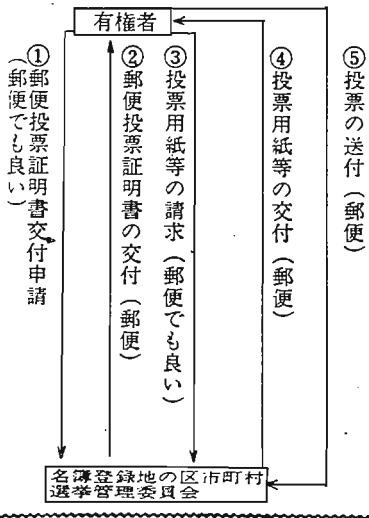
とき：2月1日午後1時半〜4時
ところ：区立清和小学校
集客3の14 918-1260五

身体のご不自由な方のために……
「郵便による不在者投票」が実施されます

今春に予定されている統一地方選挙から、「郵便による不在者投票」が設けられます。
これは身体に重度のご不自由が

要件		身体に重度のご不自由が	
手帳	両下肢	心臓、呼吸器	心臓、呼吸器
(1) 障害者手帳	1級 2級	1級 3級	1級 3級
(2) 戦傷病者手帳	特別第1項 特別第2項 特別第3項	特別第1項 特別第2項 特別第3項	特別第1項 特別第2項 特別第3項

▽方法



◆冬期の青年のついで

おひとりでもお気軽にどうぞ……
とき：2月7・14・21・28日の午後2時半〜5時半まで
ところ：豊島体育館

要町3の36 918-1710
参加費：一回につき一般60円
服装等：運動者 運動靴 ラケット タオル

◆社会人水泳教室

初心者も歓迎……
とき：2月14・19・26日の4日間 午後6時半〜8時半
ところ：東島体育館温水プール
集客3の8 918-7101

◆商工、スキーバス開催

区内の商店・工場にお勧めの……
対象に「商工スキー」を今年も開催
内容を：講義、実技、筆記試験
申込み：2月10日までに受講料を

◆スポーツテスト

判定員講習会……
とき：2月16日午前9時〜午後5時
ところ：豊島体育館 要町3の36
定員・受講料：50名 100円
対象：区内在住の各団体または地域の指導者

◆池袋中学校体育館を一般スポーツに公開

前月号で予定としてお知らせしましたが、1月15日から一般に公開されています。ご利用ください。

利用日	時間	種目	使用料
個人利用	第1日 日 9:00〜12:00	バレーボール	無料
	第2日 月 12:00〜	卓球	
	第3日 火	バドミントン	
	第4日 水	バスケットボール	
団体貸切	第1日 日 13:00〜17:00	バレーボール	1時間 70円
	第2日 月 17:00〜21:00	卓球	1時間 70円
	第3日 火 9:00〜17:00	バドミントン	1時間 70円
	第4日 水 17:00〜21:00	バスケットボール	1時間 70円

◆スポーツ・レク指導者の救急員養成講習会

最近、スポーツやレクリエーション活動が各地区で盛んに行われ、この指導者に事故の予防や対策、事故に対する正しい救急処置を身につけて頂くために講習会を開きます。指導者を自任の方はぜひ参加してください。

◆初心者向け卓球教室

とき：2月5・12・19・26日、いずれも午後2〜5時まで
ところ：東島体育館
集客3の8の7 918-7101
費用：一般60円 小学生30円
申込み：当日直接会場へ
※：服装は運動着、運動靴、なおラケット、タオルを持参。

◆利用指導員を募集

区では当分の間、雑司が谷3の1千登世橋際の空地を、こどもの遊び場として開放することになりました。この遊び場の指導員として、ことにも理解のある方を募集します。土曜は午後4時〜日曜・祝日は午後5時〜

◆斤舎が移転しました

都第四建設事務所から、南大塚2の36の2(旧西風車)の3の9)に移転し、1月20日から新庁舎で業務を行っています。なお電話番号が918-1314(旧918-2501)に変更されました。

◆店舗移転のご案内

国民金融公庫から、国民金融公庫池袋支店(旧王子支店)が南池袋2の26の5都民商業ビル内に移転し、2月24日から営業いたします。電話番号は918-1211-1番です。

◆2月の都税

2月28日納期限の固定資産税・都市計画税第4期分の納税があります。郵便局、銀行、信用金庫、組合などの金融機関窓口をご利用のうえ納めてください。
◆都民の税務相談には……
総合庁舎2階の相談コーナーをご利用ください。毎日、税務相談主任があなたの相談を持っています。くわしくは918-1211-1番。

◆豊島郡事務所から

2月28日納期限の固定資産税・都市計画税第4期分の納税があります。郵便局、銀行、信用金庫、組合などの金融機関窓口をご利用のうえ納めてください。
◆都民の税務相談には……
総合庁舎2階の相談コーナーをご利用ください。毎日、税務相談主任があなたの相談を持っています。くわしくは918-1211-1番。

◆国民年金の老齢年金

国民年金の老齢年金を受けている方は、毎年2月15日までに「国民年金受給権者現況届」を提出することになっています。この届は受給権者が年金を引き続き受けたいことができる大切な届です。もし期日までに届がありませんと、引き続き支払われません。また、保険料の未納分はありませんが、将来年金を受けられなくなることがあります。ご注意ください。

◆国民年金の保険料

納め忘れはありませんか
49年度第四期(50年1〜3月)分の納額は1月31日までです。前め忘れのないよう、もう一度確かめましょう。

◆2月の都税

2月28日納期限の固定資産税・都市計画税第4期分の納税があります。郵便局、銀行、信用金庫、組合などの金融機関窓口をご利用のうえ納めてください。
◆都民の税務相談には……
総合庁舎2階の相談コーナーをご利用ください。毎日、税務相談主任があなたの相談を持っています。くわしくは918-1211-1番。

年金たより

20歳になった……

成人を迎えた皆さん、新しい門出からお祝い申し上げます

成人に達すると社会的にも、いろいろな権利が与えられ、また義務が課せられます。国民年金に加入することもその一つです。
国民年金は、歳をとったときや病気、けがで働けなくなったときなどに、所得を保障する制度です。20歳以上60歳未満の日本国民で、厚生年金等に加入していない方は必ず加入し、またサラリーマンの奥さんや民間部の学生等は、希望で加入することができます。
若いうちに、未来の設計をして

国民年金の老齢年金

受給者は「現況届」を

提出してください

国民年金の老齢年金を受けている方は、毎年2月15日までに「国民年金受給権者現況届」を提出することになっています。この届は受給権者が年金を引き続き受けたいことができる大切な届です。もし期日までに届がありませんと、引き続き支払われません。また、保険料の未納分はありますが、将来年金を受けられなくなることがあります。ご注意ください。

国民年金の保険料

納め忘れはありませんか

49年度第四期(50年1〜3月)分の納額は1月31日までです

前め忘れのないよう、もう一度確かめましょう。
また、保険料の未納分はありますが、将来年金を受けられなくなることがあります。ご注意ください。
◆都民の税務相談には……
総合庁舎2階の相談コーナーをご利用ください。毎日、税務相談主任があなたの相談を持っています。くわしくは918-1211-1番。

給与支払報告書の提出期限は1月31日

給与支払者の皆さんへ

提出期限は1月31日

まだ提出されていない方は、至急受給者の、昭和五十年一月一日現在お住まいの区市町村長へ提出してください。区役所一階区民第三係(内線216)へ。
中全部休みます。
1月28日〜30日までの3日間

官公所たより

都第四建設事務所から、南大塚2の36の2(旧西風車)の3の9)に移転し、1月20日から新庁舎で業務を行っています。なお電話番号が918-1314(旧918-2501)に変更されました。